

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月16日 03時00分ごろ
発生場所	愛知県南知多町 ^{ひろがめ} 広亀島南岸 ^{しの} 篠島港西防波堤灯台から真方位217° 1,200m付近 （概位 北緯34° 40.2′ 東経136° 59.4′）
事故の概要	漁船 ^{しやうさん} 正三丸は、航行中、広亀島南岸に乗り揚げた。 正三丸は、船底外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 正三丸、14トン AC2-3760（漁船登録番号）、個人所有 16.85m (Lr) × 4.64m × 1.40m、FRP ディーゼル機関、426kW（動力漁船登録票による）、平成16年9月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年2月16日 免許証交付日 平成28年11月7日 （令和4年2月15日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船底外板に擦過傷を伴う凹損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 4、視程 約10km 海象：うねり 波向南、波高約1m、潮汐 上げ潮の末期 南知多町では、令和元年5月14日16時40分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員5人が乗り組み、2隻の僚船と共に船団を形成し、しらす船びき網漁を行う目的で、令和元年5月16日02時00分ごろ、魚群探知機を作動させ、愛知県渥美半島南方沖の漁場に向けて愛知県南知多町篠島港を出港した。 本船は、02時30分ごろ、船長が、愛知県 ^{たはら} 田原市 ^{いらご} 伊良湖岬南東方沖で、風が強く吹き、波が高い状況であったので、船団の操業を中止

	<p>することとし、反転して帰航の途についた。</p> <p>本船は、船長が、操舵室前部中央にある椅子に腰を掛けて単独で操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、伊良湖岬北西方沖を約15ノットの対地速力で手動操舵により北進中、次の出漁に備えて魚群探索する目的で、2隻の僚船と別れて北北西方に針路を変え、魚群探索しながら航行を続けた。</p> <p>本船は、船長が、愛知県南知多町野島西方沖で、02時55分ごろ篠島港西防波堤灯台の灯光（以下「本件灯光」という。）に向けて右転し、魚群探知機の映像を見ながら魚群を探していたところ、03時00分ごろ広亀島南岸に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が、直ちに主機を後進としたものの、離礁することができなかったので、所属する漁業協同組合担当者に本事故の発生を連絡した。</p> <p>本船は、来援した船団の僚船と共に広亀島南岸から離礁作業中、船長が傾斜した本船の甲板の上に転倒した。</p> <p>船長は、甲板員5人と共に来援した漁業協同組合の僚船に移乗し、篠島港に戻った。</p> <p>船長は、帰宅後、身体に痛みがあったので、家族の運転する乗用車で病院に行き、左膝挫創傷、左大腿骨外顆骨挫傷と診断された。</p> <p>本船は、離礁できずに乗り揚げた状態で、波浪により船体が分断し、17日作業船により引き揚げられ、後日廃船処理とされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.45m、船尾約2.20mであった。</p> <p>船長は、昭和63年ごろから漁船の船長として乗り組むようになり、本事故発生海域を幾度も航行した経験があったので、広亀島の存在を知っていた。</p> <p>船長は、本件灯光に向けて右転した後、広亀島の西方沖を通過する針路をとっていると思い、魚群探知機の映像を見ながら魚群を探知することに集中してしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん夜間に広亀島南西方沖を航行する際、本件灯光を目視で確認しており、本事故当時も本件灯光を確認したものの、慣れた海域であったので、レーダー及びGPSプロッターを見ておらず、思っていた針路よりも東方を北東進していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、篠島港南西方沖を帰航中、船長が、本件灯光に向けて航行する際、広亀島の西方沖を通過する針路をとっていると思い、魚群探</p>

	<p>知機の映像を見ながら魚群を探知することに意識を向けて航行を続けたことから、広亀島に向かう針路で航行していることに気付かず、広亀島南岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、篠島港南西方沖を帰航中、船長が、本件燈光に向けて航行する際、広亀島の西方沖を通過する針路をとっていると思い、魚群探知機の映像を見ながら魚群を探知することに意識を向けて航行を続けたため、広亀島に向かう針路で航行していることに気付かず、広亀島南岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、魚群探索だけに意識を向けることなく、レーダー及びGPSプロッターを活用し、船位を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

